

**No.5**

R1.6.5 発行

# 民間助成ニュース速報



島根県社会福祉協議会 地域福祉部・ボランティア活動振興センター（担当：中川）

TEL 0852-32-5997/FAX 0852-32-5982/E-mail voc@fukushi-shimane.or.jp

ボランティア・NPO 活動情報、助成情報はこちら→「島根いきいき広場」

<https://www.shimane-ikiiki.jp/>**※助成金の詳細は各助成元のHP等でご確認ください。****また、お問い合わせはそれぞれの助成元へ直接お願いします。**

\*配信停止および配信先変更をご希望の場合は、ご連絡ください。

|      |  |
|------|--|
| 実施主体 | 公益信託しまね女性ファンド事務局   |
| 事業名称 | 2019年度 公益信託しまね女性ファンド助成事業 後期  |
| 問合せ先 | 〒694-0064<br>大田市大田町大田イ 236-4<br>県立男女共同参画センター「あすてらす」公益財団法人しまね女性センター内<br>しまね女性ファンド事務局<br>TEL：0854-84-5514 FAX：0854-84-5589 |

**目的**

女性たちが主体的に企画・運営する事業の支援。

**対象団体**

- ・島根県の女性たちが中心となって活動している民間の団体やグループが対象。
- ・構成員は10名以上でその半数以上が女性であることが目安となる。また、代表者が女性で、役員半数以上が女性である先が対象となります。

**対象事業**

- ・島根県の女性たちが自主的・主体的に企画実施する事業。
- ・一般に開放され、地域への影響力が大きく、ネットワークの広がりがある事業。

※参加者を会員に限定した波及効果の少ない事業は対象外。  
※県市町村など行政が主催・主導する事業や県市町村の支援が適当と考えられる事業は対象外。

※営利を目的とした活動、政治活動、宗教活動は対象外。

**助成内容**

- ・対象経費の2/3を助成（1万円単位で上限50万円）
- ・男女共同参画社会づくりの普及・啓発活動は、対象経費全額を助成（1万円単位で上限10万円）

**申込方法**

必要書類を添え、「公益信託しまね女性ファンド事務局」に郵送、または、お持ちください。必要書類は、HPよりダウンロードが可能です。

URL：<http://www.asuterasu-shimane.or.jp>**応募期間**

令和元年 7月15日(月) ※当日消印有効

|      |  |
|------|--|
| 実施主体 | 一般社団法人松翁会  |
| 事業名称 | 2019年度 社会福祉助成金   |
| 問合せ先 | 〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目5番5号 大手町タワー地下1階<br>一般社団法人松翁会 事務局 社会福祉事業部助成係<br>TEL：03-3201-3225 |

**目的**

社会福祉に関する諸活動に対して援助を行い、もってわが国社会福祉の向上に寄与することを目的とし、社会福祉に関する事業に対して助成を行います。

- 助成対象** ①原則として法人・団体であること。法人格を持たないものであっても、特に助成することにより効果が期待できる場合は対象とします。ただし、個人及び営利法人等は対象外とします。
- ②障がい者の福祉向上案件および難病案件、虐待防止案件を対象とする。
- ③明確な企画（目的、内容、資金使途等）に基づく事業で具体的な計画を持つこと。
- ④推進体制が確立しており、自己資金の調達の努力をしていること。
- ⑤先駆的、開拓的事業を優先する。

**助成金額** 1件当たり原則60万円を限度とします。（応募最低額10万円、万円単位）

**応募方法** 所定の申込書に必要事項を記入のうえ、必要書類等を添付し当財団にお申し込みください。申込関係書類はホームページに掲載していますのでダウンロードしてください。

URL：<https://shouohkai.or.jp/>

**応募締切** 令和元年 7月31日（水） ※必着

|             |  |
|-------------|--|
| <b>実施主体</b> | 一般社団法人 生命保険協会  |
| <b>事業名称</b> | 2019年度 「子育てと仕事の両立に対する助成活動」   |
| <b>問合せ先</b> | 〒100-0005<br>東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階<br>生命保険協会「子育てと仕事の両立支援」事務局<br>電話：03-3286-2643 FAX：03-3286-2730 |

**趣 旨** 待機児童問題の解消へ貢献していくことを目的に、保育所・放課後児童クラブの受け皿拡大や工場の取り組みに対して資金助成を行い、子育てと仕事を両立できる環境の整備・女性が輝く社会の実現に寄与したいと考える。

- 対 象** (1) 休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、延長保育事業、一時預かり保育事業等に必要な施設の整備、備品購入等に係る費用。
- (2) 放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用。

- 応募資格**
- ・対象（1）に関して、以下のすべての条件を満たす事業者。
    - ①社会福祉法人・株式会社・特定非営利活動法人等の法人格を有していること
    - ②認可保育所、小規模保育施設、事業所内保育施設、家庭的保育施設、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく保育施設。
    - ③休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、延長保育事業、一時預かり保育事業等のいずれかを実施していること。
  - ・対象（2）に関して、以下の条件を満たす事業
 

「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき、市町村からの委託事業・補助事業・代行業等々の事業形態をとっており、行政からの補助を得て、放課後児童クラブの運営を行っていること。

**助成金額** ・対象（1）  
1施設当たり上限額35万円（総額最大700万円）

・対象（2）  
1施設当たり上限額20万円（総額最大700万円）

**応募方法** 所定の助成申請書に必要事項を記入・捺印し、正本1部・副本（コピー）1部を必須添付書類と一緒に、当会へ郵便（簡易書留）にて送付。  
必要書類は、HPから入手可能。

URL：<http://www.seiho.or.jp/>

**締 切** 令和元年 6月28日（金） ※当日消印有効

|      |  |
|------|--|
| 実施主体 | 公益財団法人 損保ジャパン日本興亜福祉財団  |
| 事業名称 | 2019年度 住民参加型福祉活動資金助成   |
| 問合せ先 | 〒160-8338<br>東京都新宿区西新宿 1-26-1<br>公益財団法人 損保ジャパン日本興亜福祉財団 事務局<br>TEL : 03-3349-9570 FAX : 03-5322-5257<br>E-mail : <a href="mailto:office@sinkwf.org">office@sinkwf.org</a> |

**趣 旨** 福祉および文化の向上に資することを目的に、主として障がい児・者、高齢者などを対象として活動するNPOの支援、社会福祉の学術文献表彰、学術研究・文化活動の助成などを実施します。

**対象団体** 以下の条件を満たしている団体が対象です。  
 <募集地域>西日本地区に所在する団体。  
 <助成対象者>5人以上で活動する営利を目的としない団体（法人格の有無は問わない。）  
 <助成対象事業>地域における高齢者・障害者・子ども等に関する複合的な生活課題に、地域住民が主体となって包括的な支援を行う活動。

**助成内容** 1団体 30万円を上限とする

**申請方法** HPの申込フォームに、必要事項を入力して送信してください。インターネット申請ができない場合は財団にお問い合わせください。※追加資料、推薦者コメント等は郵送してください。 URL : <https://www.sinkwf.org/>

**応募締切** 令和元年 7月19日(金) 17時まで

|      |  |
|------|--|
| 実施主体 | 公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟  |
| 事業名称 | プロジェクト未来遺産 2019  |
| 問合せ先 | 〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-3-1 朝日生命恵比寿ビル 12F<br>公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟事務局内 未来遺産運動事務局<br>TEL : 03-5424-1121 FAX : 03-5424-1126<br>E-mail : <a href="mailto:mirai@unesco.or.jp">mirai@unesco.or.jp</a> |

**趣 旨** 失われつつある豊かな自然や文化を、子どもたちの未来に残そうとする活動を『プロジェクト未来遺産』として登録し、地域から全国へ発信し、日本全体で応援するプロジェクトを推進しています。

**対 象** ①市民が主体となって地域の文化（建造物や遺跡等の有形、演劇・技術・祭り等の無形文化）を守り継承するプロジェクト。  
 ②市民が主体となって自然（自然景観や生態系等）を守り継承するプロジェクト。  
 ③自然災害からの自然・文化の復興をテーマとするプロジェクト。

**登録後** ○顕彰  
 ・登録された活動の顕彰、登録証の授与。  
 ・登録時に応援金 20万円を贈呈。

**団体要件** 以下の内容をすべて満たすことが要件となります。  
 ①地域の人が主体となって運営していること。  
 ②特定の宗教や政治に偏らない非営利団体であること。  
 ③2年以上の活動実績があること。  
 ④特定の政治、宗教活動を目的とする団体ではないこと。

**応募方法** 所定の応募書類に必要事項を記入の上郵送にてご応募ください。  
 応募書類は、ホームページよりダウンロードが可能です。  
 ※応募シートはパソコンで作成したもののみを受け付けます。

URL : <http://www.unesco.or.jp/mirai/>

**応募締切** 令和元年 8月5日(月) ※必着